

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第558号

令和 6 年11月 5 日火曜日 第558号

◇ 目 次 ◇
告 示

 廃川敷地等の発生(2件)
 (河川課)
 795

 道路の区域変更(県道上分三島線)
 (東予地方局四国中央土木事務所)
 795

 道路の供用開始(県道柳谷美川線)
 (中予地方局久万高原土木事務所)
 796

 公
 告

Z =

争議行為の通知の公表......(労政雇用課)... 796

告 示

○愛媛県告示第975号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。 その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦 覧に供する。

令和6年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 河川の名称
 - 二級河川中山川水系大日川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和6年11月5日
- 3 廃川敷地等の位置
- (1) 西条市玉之江1003番 3
- (2) 西条市玉之江1006番 5
- (3) 西条市玉之江1012番13
- (4) 西条市玉之江1016番13
- (5) 左岸 西条市玉之江1003番 1 地先から 同市玉之江1001番 2 地先まで
- (6) 左岸 西条市玉之江1006番 2 地先
- (7) 左岸 西条市小松町新屋敷字中之坪甲2006番 1 地先から 同市小松町新屋敷字中之坪甲2007番 1 地先まで
- (8) 左岸 西条市小松町新屋敷字徳重甲1605番 2 地先から 同市小松町新屋敷字徳重甲1615番地先まで
- (9) 左岸 西条市小松町新屋敷字徳重甲1620番 2 地先から

同市小松町新屋敷字徳重甲1630番1地先まで

- (10) 右岸 西条市小松町新屋敷字広瀬甲1395番地先から 同市小松町新屋敷字新宮畑甲3121番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 (河川管理施設を含む。) 971 84平方メートル

○愛媛県告示第976号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。 その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦 覧に供する。

令和6年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 河川の名称
 - 二級河川中山川水系都谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和6年11月5日
- 3 廃川敷地等の位置
- (1) 西条市玉之江969番11
- (2) 西条市玉之江972番 4
- (3) 西条市玉之江974番7
- (4) 西条市玉之江978番7
- (5) 西条市小松町新屋敷字道場甲1535番14
- (6) 西条市小松町新屋敷字徳重甲1567番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。)40.84平方メートル

○愛媛県告示第977号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	しい一点が	四国中央市下柏町字寺ノ前183番 1 地先から 同町字茶堂45番 7 まで	旧	メートル 6 3~12 8	キロメートル 0 ,090	
	上分三島線	四国中央市下柏町字寺ノ前183番 1 から 同町字茶堂45番 7 まで	新	9 8~13 8	0 .090	

○愛媛県告示第978号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	らの種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	上浮穴郡久万高原町中黒岩1976番から 同町中黒岩1976番まで						令和 6 年11月 5 日				

公 告

〇公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長代行徳永勇樹から次のとお り争議行為を行う旨の通知が令和6年10月25日あったので公表する。 令和6年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2024年年末一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2024年11月6日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地				
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723				
特定医療法人 清和会ホスピタル	松山市柳原739				
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491				
一般財団法人 新居浜精神衛生研究 所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47				
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28				
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地160 - 1				

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独ま たは併用して実施する。

令和 6 年11月 5 日 発行 796